

「首都圏から宮崎へ」誘客プログラム企画制作・運營業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、首都圏から宮崎県内への誘客プログラム（以下、「誘客プログラム」という。）を企画・実施することにより、首都圏の宮崎県を訪れたことのない人への本県の認知度向上及び観光誘客を図ることを目的とする。

2 業務の名称

「首都圏から宮崎へ」誘客プログラム企画制作・運營業務（以下、「本業務」という。）

3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

4 業務概要

- (1) 誘客プログラムの制作企画及び運営
- (2) 誘客プログラムの広報
- (3) 効果測定
- (4) 実施報告書の作成

5 業務内容

首都圏から宮崎県への観光誘客を図るため、個人が所有するスマートフォンや携帯電話等を活用し、宮崎への知識や関心を高める誘客プログラムの企画・運営、広報等を行う。

詳細な内容は以下のとおりとし、県と協議の上、実施することとする。

(1) 誘客プログラムの制作企画及び運営

ア 参加目標数

300名以上

イ ターゲット

首都圏在住で、若年層やファミリー層などの実際に旅行に行く可能性の高い年齢層

ウ 内容構成

- (ア) 宮崎県の持つ自然や神話、食などの観光資源を活用しながら本県への来訪を促す内容にすること。
- (イ) 謎解きやスタンプラリーの要素を入れるなど、ターゲット層の参加意欲を高める工夫を凝らすこと。
- (ウ) 県東京事務所の運営する SNS のアクセス数向上のため、当該 SNS（X 又は Instagram）を絡めた内容とすること。

エ PR スポット又はヒントスポット（以下、「スポット」という）

(ア) スポットの設定

- ・ 東京都内に2カ所、宮崎県内に2カ所以上を設定すること。
- ・ 宮崎県内は、スポットを4地区（県北地区、県央地区、県西地区、県南地区）のうち2地区以上に設けること。なお、観光スポットは以下を参考にすること。

県北地区	延岡市、日向市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町
県央地区	宮崎市、国富町、綾町、西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町
県西地区	都城市、三股町、小林市、えびの市、高原町
県南地区	日南市、串間市

宮崎県公式観光サイトみやざき観光ナビ

<https://www.kanko-miyazaki.jp/spot?st=acs&vw=tile&page=1>

- ・ 東京都内で想定される都内のスポットは以下のとおり。

宮崎県東京ビル（市ヶ谷）、新宿みやざき館 KONNE（新宿）、都道府県会館地下（永田町駅連絡通路）等

- (イ) スポットを設ける際の、施設等への協力依頼の交渉・調整等は、受託者が行うこと。
オ キット等の制作

誘客プログラムで必要となる印刷物及びウェブページ等について、必要に応じて以下のものを制作・用意すること。

(ア) 誘客プログラム参加キット

(イ) スポットに設置するパネル等の掲示物

(ウ) 問題のヒントや手がかり等を表示する掲示物又はウェブページ

(エ) プログラムのクリアを報告するウェブページ等

(オ) その他、誘客プログラムにおいて必要となる制作物等

カ 運営管理

(ア) スポットパネル等の掲示物を設置する場合は、受託者において設置・保守・撤去を行うこと。また、設置にあたっては安全管理及び法令遵守を徹底すること。

(イ) 委託期間中のプログラムに関する問い合わせに対応すること。

(ウ) 企画制作・運営に係るスタッフの手配、交通費等の支弁なども委託費に含むものとする。

(2) 誘客プログラムの広報

ア 誘客プログラムを効果的に広報できる手段を提案すること。

イ 広報及び誘客プログラム専用のウェブサイトに係る諸費用は委託料に含まれるものとする。

(3) 効果測定

参加者数、参加者の属性（年代、性別、居住地これまでの宮崎県への来訪歴等）や宮崎への関心の変化等を測定し、誘客効果等を検証すること。また、参加者数や効果測定結果については、随時県へ情報共有すること。

(4) 実施報告書の作成

受注者は、以下の書類を速やかに作成し提出すること。

ア 実績報告書

以下の内容を含めること。

- ・ 制作物（電子データの提出方法は問わない）
- ・ 掲示物等の設置・撤去状況
- ・ プログラムに関する問い合わせ等に関する報告
- ・ 参加者数
- ・ 効果測定結果

イ その他県が必要と認める書類

6 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。なお、本仕様書に記載されている内容について、目的に照らしてより効果的となる場合は、協議の上、一部変更を行うことがある。
- (3) 受託者は、本業務で得られた情報等を本業務の目的以外に利用してはならない。
- (4) 履行期限にかかわらず、業務実施後は速やかに概要について報告すること。
- (5) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (6) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処すること。
- (7) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。